



Title	「平田型」産業組合の史的構造：予備的考察
Author(s)	太田原, 高昭; OTAHARA, Takaaki
Citation	北海道大学農経論叢, 30, 37-55
Issue Date	1974-02
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/10895">https://hdl.handle.net/2115/10895</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	30_p37-55.pdf



# 「平田型」産業組合の史的構造

## — 予備的考察 —

太田原 高 昭

### 目 次

はじめに一栗原百寿の産業組合観	37
1. 寄生地主制の確立と初期産業組合	40
2. 日露戦後における産業組合の成長	44
3. 「平田型」から「千石型」へ	48
4. 「平田型」産業組合のイデオロギー	51

### はじめに一栗原百寿の産業組合観

農協問題の科学的解明というばあい、従来の代表的な農協理論、すなわち農協を商業資本と規定してその資本主義的性格と資本主義経済の中でそれが果たす客観的役割を解明しようとする立場、あるいは協同組合の何らかの「原型」から出発して主として組織上の原理・原則からその性格を考究しようとする手法が生んだ多くの理論的成果を正しく継承しながらも、それだけでは不十分であるという反省が最近強まっている。こうした反省は、農協問題の解明を、一方ではそれぞれの国の歴史的諸条件に規定された資本主義経済＝国民経済の個性及びその発展段階、他方ではそれに対応した農民＝組合員の階層構成とその社会的経済的性格に即して、歴史的・具体的に行うことを要請する。われわれの当面の課題は、わが国の農協問題を、産業組合の歴史にたちかえて分析することにあるが、この研究対象は、とりわけこのような分析視角を強く要求しているように思われる。それはわが国の産業組合が、日本資本主義の世界史的にもきわめて独自の発展の過程と構造に規定されて、およそ協同組合たるものの基本的な成立条件である自由にして平等なる構成員、ここでは自由独立の自営

1) 山田定市「現代の農協理論」P. 19～20

農民の一般的創出の上ではなく、寄生地主制という特殊日本的な農業構造＝農民構成の上に、しかも下からの自主的な運動としてでなく、上からの官僚的指導によってつくりあげられたものだからである。

このような特殊日本的「協同組合」としての産業組合の実態及びその性格についてはすでに井上晴丸「日本協同組合論」が詳細かつ明瞭に描き尽したところである。われわれの歴史的分析もこの古典的というべき労作に多くを負うものであるが、もしこれにつけ加え得るものがあるとすれば、主として昭和期の産業組合を対象とした、その意味では静態的な井上の産業組合像を、その生成と展開の具体的な過程に即して歴史的に把え直すことであろう。それはたんに対象時期をひき延ばすということだけでなく、産業組合が生成をみた明治中期から大正、昭和に至る過程で、あの戦前型日本資本主義とその基柢としての寄生地主制が、基本的な性格において一貫しているとはいえ、決して無視出来ない変化を遂げており、それに対応して産業組合の性格と問題の所在も大きくその重点を移行しているとの認識に基いている。そしてこの変化の原動力こそあの「半隷奴的」「半隷農的」と特徴づけられる当時の労働者と農民の、「半封建」の底辺の薄暗の中からたち上って、しだいに戦前型日本資本主義最興の秘密に肉迫していく、とどめることの出来ない歴史的成長であり、これをくいとめ外らそうする支配層の対応と切り結ぶ矛盾であることに着目するとき、この矛盾の構造の中に産業組合を位置づけ、それがその時々にも果たした歴史的役割を明らかにすることによって、わが国近代史において産業組合という巨大な組織が占めた位置および役割をより生き生きとしたかたちで理解することが出来ると思うのである。

このような方法的見通しに立ったとき、われわれにきわめて重要な示唆を与えていると思われるのは、栗原百寿が「人物農業団体史」<sup>2)</sup>の中で提起している産業組合の発展段階規定である。日本資本主義と農業問題のあらゆる方面にわたって大きな理論的成果を遺しているこの著者は、農業団体史についても鋭い史眼を向けており、その本格的研究はついに完成されなかったが上記の小著の中にわれわれは栗原の農業団体史、産業組合史についての貴重な理論的枠組み

2)「人物農業団体史」(新評論社、昭和31年)は、栗原が系統農会史編纂会の指導的メンバーとして農業団体史の研究にとりくむ過程で、昭和27年から28年にかけて執筆されたものである。

を学ぶことが出来る。われわれがその中でさしあたり注目するのは、戦前の二大農業団体である農業会と産業組合との関連に関する栗原の理解と、産業組合の全生涯を大きく「平田時代」と「千石時代」に分つ彼の産業組合観である。この後者について栗原の与えている規定はおよそ次の記述の中に読みとれる。

……明治大正の産業組合は、平田伯の厳重な指導監督のもとに、藩閥官僚体制をデモクラシーの波濤から護る防波堤の役割を与えられてきたのであった。……欧州大戦以降の日本資本主義の独占資本主義的發展のもとに、農業の資本主義的發展が促進されるとともに、農村問題が重大化して、産業組合もまた新しい会社経済的使命をになって一大發展をとげるに至った。この新情勢のもとに、産業組合は平田時代の指導理念を清算して、新たに産業組合主義の旗の下に千石時代を迎えるにいたるのである。

周知のように、伯爵平田東助は、義兄品川弥次郎と共に産業組合法制定に努力を傾注しただけでなく、明治38年には大日本産業組合中央会を設立して自らその会頭に納まり、大正11年までその任にあった。千石興太郎は平田のあとを継いで中央会々頭となった志村源太郎の信認を得て、大正10年から中央会機関誌「産業組合」に「我が産業組合運動の根本指導精神」を連載して「産業組合主義」のイデオログとなり、次々と全国連の実確を握って、昭和恐流以降の産業組合に君臨し、その大發展を指導した「独裁王」であった。栗原は、産業組合の「平田時代」を産組法制定から第一次世界大戦までの、寄生地主制の確立期と爛熟期に対応させ、第一次大戦以降の地主制の後退期、とりわけ昭和恐流以後の時期を「千石時代」とみているようである。

この小論では、栗原の問題設定に従って、さしあたり産業組合の「平田時代」を概観し、「平田型」ともいうべきこの時期の産業組合類型と、この類型をうち出さしめている経済的、社会的および政治的諸条件の史的構造の輪郭を明らかにすることを課題としているのであるが、そのばあいわれわれが栗原に学ばなければならないもう一つの点は、彼がこの時代の産業組合を、地主の小作管理、すなわち農村における基本的生産関係である地主—小作関係の問題を軸として、もう一つの重要な農業団体である農会と統一的に把握していることである。

明治三、四十年代においては、大地主を中心に小作管理方法の合理的再編

成が、主として小作農民の農事改良促進（地主農会の設立、小作米品評会、農事改良奨励、土地改良開懇）等と経済的保護（地主的産業組合等の設立、金穀貸付、小作奨励金下付、小作人救助等）とを中心として、各地におこなわれるようになった。……そしてまた、このような寄生地主層の新しい小作管理法への要望に応じて、それを上から系統的に促進助長する意義をもって施行されたものが、外ならぬ農会法および産業組合法であったのである。<sup>4)</sup>

以下の論述が明らかにするように、この時期において時代の主役はむしろ農会であり、産業組合の機能は、農会機能の補完物として、後者の分析との関連においてはじめて明らかになるものであって、栗原のこの指摘は産業組合史研究のうえできわめて重要な意義をもつのであると考える。

## 1. 寄生地主制の確立と初期の産業組合

明治30年代の初頭はわが国農政史を劃期づけるきわめて特徴的な時期であった。この時期までに豪農＝手作地主層を主要な担い手としてほぼその骨格を形成していた、明治農法といわれる生産力の新しい発展段階が国家の手によって体制的に普及されるための諸施策はこの時期にいっせいに姿をあらわしている。すなわち河川法（明治29年）、森林法、砂防法（明治30年）のいわゆる治水三法をふまえて、明治32年には耕地整理法が施行され、同じく29年の勸銀法、農工銀行法による資金的裏づけを得て、土地（及び水）条件を整備するための土地改良事業のルールが敷かれた。さらにこの土地基盤の上に展開すべき零細農民経営を前提とする「多労多肥」技術体系の編成・指導のための機関として国立・府県立農事試験場、農事講習所に関する規定が同じ時期に制定されている。

明治32年には農会法が成立し、20年代に前田正名らによって熱心に推進されていた系統農会がその法的根拠を得ただけでなく、権力機構のバックアップの下で強制組織として出発したことはとりわけ重要である。このことは農事改良事業の推進を農村現場において担当する組織が地主階級を網羅するかたちで全国的に編成・整備されると同時に、農事改良が政府の指揮監督の下に「富国強兵」を基柢から支える重要な柱として国策の中に組入れられ、地主階級がその

4) 栗原・前掲書 P. 100

担い手として体制の中に位置づけられたことを意味している。

産業組合法はこのような歴史の文脈の中で明治33年に十年ぶりで成立する。ここでは産業組合法の歴史的な性格を理解するうえで重要と思われるこの時代の特徴について次の二点を指摘しておきたい。

ひとつはわが国の地主制が幕藩体制の胎内からひき継いだ豪農＝手作地主を中心とする構造から、地租改正による自作農の広汎な没落とその土地の集積・集中を経て、千町歩地主を頂点とする寄生地主制へと転換し、それに対応して小作管理方式の再編・強化を強く要請されるに至ったことである。他から隔絶されたマイクロコスモスの中で強固な地縁的あるいは共同体的結合の上に君臨し、「小作人は一家と同視し」（市島家家憲）というような温情主義と権勢による「鞭の力」、何れにせよ直接的な人格的隷従を前提とした豪農的な小作管理方式は、一方で数村または数郡にまたがる大土地所有の形成と、他方での貨幣経済浸透による現物地代確保の困難によって大きく行きづまっていた。大規模な土地改良と新技術の奨励普及、それによる土地生産力の増大は小作農に対して、それに向って適進すべき目標を与え、その到達手段を地主が提供するという一種の「目標管理」的効果を発揮すると共に、地主には小作料の増収を確実に保障するという一石二鳥の意味をもっていたのである。農事改良の推進はかくて寄生地主制に対応したあたらしい、より合理的な小作管理方式となった。

しかし、このような農事改良のための諸施策が、国家の政策として体系的かつ体制的に展開された理由を知るためにはこれだけの考察では不十分である。そこでふたつめに寄生化した地主階級が、自由民権運動以来の反政府的立場から政治的にも「上昇転化」して藩閥官僚と接近ゆ着し、日清戦争を経て急速に成長しつつあった産業ブルジョアジーの政治的地位の強化と共に、明治維新によって生れた新しい国家体制がここによりやく永い間の政治的不安定性を克服し、絶対主義的中央集権国家としての体制を固めるに至ったという事情が指摘されなければならない。この段階での寄生地主は、すでにかつて自由民権運動の先頭に立った地方的、農村的利害を代表する地主ではなく、寄生化・ブル

5) 「今日の如く各種の事業勃興し来れるに際してはもし地主にして小作人の利益を度外視して農事の改良に意を用ゐざらんか誰か好んで利益薄き農地を小作せんや遂には用畑を離れて他の事業に移り来る憂なしとせず此故に地主が農事改良の主唱者なるは畢竟するに小作人の為たり又自己の為たるなり」  
 (松岡康毅農商務大臣のこゝろ、栗原・前掲書 P. 100)

ジョア化したその下半身に規定されて、幼弱ながら都市に勃興してきた「社会民主々義」運動をおそれ、これに敵対し、旧敵のふところにとびこんでかつて掲げた「自由」の旗の最後の一片をも投げ捨てた存在であった。このような寄生地主がそのあたらしい小作管理方式としての農事改良諸施策を国家の政策としてうち出させることに利益を見出したのは当然であるし、また彼らを地方的秩序の維持者とすると共に当時なお「国富」の主な源泉であった農業生産力増強の推進者たらしめることは、帝国主義的海外侵略を展望した「富国強兵」の国是のうえから当時の藩閥政府にとっても緊急の課題であった。以後の日本資本主義の構造と政治的支配の形態を確定した以上のような体制の成立は、明治33年の立憲政友会の結成に集中的に表現されている。

産業組合法を以上のような経済的および政治的方向の中に位置づけてみると、わが国の産業組合がその出発点において、イギリスにおけるロッチデールの消費組合<sup>6)</sup>はもとより、ドイツのライファイゼン信用組合とさえ隔絶した歴史的性格を刻印されていることが明瞭になるであろう。もちろん産業組合法及びその前身たる信用組合法案の発想は、没落の淵にある「自作中堅」層の保護という点にあったし、そのことが農民の営農と生活に即しての民主々義的観点からなく、「国家の保塁」として小農保護を位置づけるという国家主義的観点が貫いていた点では、ライファイゼン信用組合の場合と共通していたが、それが文字通りに上から組織され、しかも農村現場において耕作農民自身によってなく、寄生地主によって組織・運営され、寄生地主的な農村秩序、搾取奪様式の維持強化のために機能したという点に於て彼国と決定的に異なるのである。産業組合の分析と性格把握がその外見的な組織原理から抽象的になされるべきでなく、わが国資本主義の構造と諸階級の利害が切り結ぶ農村現場の実情に即して歴史的・具体的になされなければならない故以である。

---

6) 「彼等（各地方に於ける豪農の輩）或は自由民権を唱道し、或は国会政治を主張したりと雖も、……真の平民の代表者に非ざりしが故に彼等既に議会に入り、多少の権勢利禄を分配せらるるや、漸くにして其主義を棄て其主張を曲げ、全く平民と離れ去りて別に純然たる政党閥を作り成せり」（「平民新聞論説集」P. 65）

7) ロッチール協同組合の系譜は、わが国においては産業組合ではなく、明治31年、鉄工組合によって設立され、京浜地方に普及をみた「共働店」にはじまり、労働運動の消長と運命を共にして、戦後の生活協同組合にひきつがれる、自主的な消費組合運動に求めるべきである。

産業組合が当時の農政の中でこのように位置づけられ、その現実の設立と運営が、専ら地主によって、地主の利益に資する限りでのみ進められたことは、ほぼ同じ時期に法認された農会にたいする産業組合のいちじるしいたちおくれとしてあらわれた。農会が法制定と共に急速に全国の市町村を網羅して普及したのに対して、産業組合は全国市町村数に対する実数比で日露戦争の開始される明治37年でわずかに9.2%、明治43年で59%、100%を越すのはようやく大正7年になってからであった。これは、農会組織が当初地方長官をその長にいただき、経費の上でも地方庁に依存して、まさに「官民一体」となって設立されていったのに対して、産業組合のばあいは指導機関も補助金もなく、村落「有志」の「自主性」に任されたかたちで出発したためであるが、より根本的には当時の地主階級の最も関心を寄せるところであった農事改良の諸事業を直接的に担当するのが農会であり、経済事業を営む産業組合の存在意義は、地主自身が高利貸であると共に独自の販売ルートをもち、かつ米肥商と共存関係にたち、しかも地主・小作関係の矛盾が未だ社会的に顕在化しなかったこの段階では第二義的であっただけでなく、しばしば村内有力者たる高利貸や米肥商の強い反対を受けたからである。<sup>8)</sup>

かくてこの時期において設立された産業組合の組織と事業の概要は次のようなものであった。それはおおむね旧村（むら）の範囲内で一人または数名の有力地主を中心に地主および自作、せいぜい自小作の上層までを組合員として組織され、したがって一組合の平均組合員数は大正の前半まで100名前後にとどまっていた。小作人の参加は信用力を基礎とする建前からいって現実的に不可能であった。<sup>9)</sup> 経済的保護を最も必要とする農民層が産業組合の組織から除外さ

- 8) 「高利貸ハ其ノ機ニ乗シ、更ニ詭語ヲ逞クシ、組合員ヲシテ益々疑惑ヲ懐カシメ、且ツ組合員ヲ使曠シテ借入申込ヲ取消サシメ、又ハ貯金ヲ引出サシムル等……地方商人等ハ、士族の商法的ノ組合ニシテ焉ソ有利ナル仕入ヲ為シ得ム、失敗ハ目前ニアリナト言ヒ触ラシテ、組合員ヲシテ疑懼ノ念ヲ抱カシメ、或ハ殊更価格ヲ引下ケテ組合ト競争シ、或ハ問屋、仲買人等ト結託シテ組合ニ対スル不売同盟ヲ組織シ……」(産業組合中央会「日本産業組合史」大正15年 P.158~159)
- 9) 「現今各地に設立せられたる産業組合の実況を聞くに、其の組合員たる者は多くは相当の資産、地位ある者に限り、例えば小作農の如き、自己の勤勉と正直との他には信用の根拠とすべきものなき者は、殆んど皆共同事業の便益に均霑する能わざるが如し。……若し此の如くして、必要の最も急なる者を後にする結果を見れば、極めて遺憾の事なりというべし。」(柳川国男「最新産業組合通解」明治35年一「協同組合の名著」第二巻 P.10)

れていたことは、その事業内容を甚だ消極的なものにした。米肥商との妥協の結果、産業組合の販売・購買事業は前者の利益を侵害しない限りでのごく限られた品目と量を扱かうに過ぎないものとなり、事業の中心は信用事業に傾くのであるがこれとても高利貸のうち出す利率水準に規制され、むしろそれを補充する結果となったのであった。この当時の産業組合に独立の事務所をもつもの極めて少なく、多くは組合長たる地主の家の一室が事務所代りとなっていた事実は、こうした組合の性格と事業の規模を何よりも明瞭に示している。地主と結びつき、あるいはそれと一体となって農村に跋扈する前期的資本の谷間で産業組合の事業は低迷し、農民の実際の経済活動は基本的に地主や高利貸、米肥商との前期的諸関係を通じて行なわれるというのがこの時代の農村の一般的なすがたであった。

品川、平田らの藩閥官僚が「自作中堅」の没落に「国家の土台の危機」を感じとり「中産以下の人民の保護」を唱えて信用組合法案以来十年の歳月をかけて成立させた産業組合法の制定過程から考えれば、これはあまりに貧しい実像であるが、むしろこの甚だしい乗離のうちにこそ我々はこの十年が日本近代史に占める重要な位置、すなわちあの戦前期を貫く日本資本主義の独特の「型」と、それに対応する政治的支配体制の形成と確立を見出すことが出来るのである。「自作中堅」の没落はついに救済されることなく寄生地主制というあたらしい秩序の中に吸収され、この寄生主制こそが日本資本主義の「型」とその体制の「基柢」として農民に対する経済的・政治的支配と「保護」とを担当したのである。問題はこのあたらしい秩序を維持することであった。

## 2. 日露戦後における産業組合の成長

先にみたように、小作農民の農事改良促進と経済的保護とがこの段階の地主による小作管理の車の両輪であったが、経済的保護機能がちょうど長塚節の「土」に描かれたように、小作人に対する地主の属人的な主従関係の中になお埋没しているというのが、この段階ではふつうの状態であった。経済的保護機能が、産業組合という施設のかたちをとって容観化されるためには、地主小作関係を主従関係から契約関係へと意識するだけの小作人の人格的自立の成長と矛盾の顕在化がなければならぬ。そして農事改良がこうした小作人の人格的自立を妨げるかたちで有効に進められる限り、現場の「必要」からいって産業

組合の設立は二の次三の次になる。明治35年に発せられた農商務大臣の農会にたいする論達<sup>10)</sup>の中で産業組合の創立がこまごまとした農事改良の実施項目の中の一つとして、しかも最後に触れられているにすぎないのは、このことを端的にものがたっている。

もっとも「平田時代」を通じて産業組合がみるべき成長をしなかったわけでは決してない。むしろ、日露戦争以後におけるその発達は相当にめざましいものがあつた。前述したように大正中期には、産業組合の絶対数はほぼ全国の市町村数に等しくなり、組合員も大正9年で200万人を越えた。この量的な発展は産業組合振興のための諸施策が政府によって積極的に進められたことに大きく依存している。すなわち明治39年および42年には産業組合法の改正によって信用組合の他種組合兼営を認めて産業組合の設立と運営をより現実的かつ容易にすると共に、それまで私設機関であつた大日本産業組合中央会を法認して産業組合中央会に組織替えし、産業組合普及の体制を強化した。また農工銀行法、北海道拓殖銀行法、勸業銀行法を改正してこれらの金融機関から無担保低利の資金を産業組合一般に融資することに道を開き、産業組合の資金的基盤を強めた。農商務省や地方庁でも各種の名義での助成金、補助金を交付し、産業組合主任官を置いて官側からの保護育成の体制も一応ととのえられた。平田は自ら四十日間の宣伝行脚を行なうなど、産業組合普及の先頭に立っていた。

日露戦争後に産業組合に対してこのような積極的振興策がとられたのは何故であろうか。それはこの時期に農民層の窮乏化と没落がいつそう進み、都市における労働運動と社会主義的諸潮流の胎頭とその影響が、支配階級をして寄生地主制の秩序に対する最初の危機感を抱かせたからに他ならない。日露戦争を通じて農村はますます深く資本主義的商品経済の中にまきこまれ、このことが明治40年の恐慌をはじめて農業恐慌に波及させ、農民層の激しい分解をひき起した。広汎な農民が手放した土地は、戦時中の好景気の中で農外投資や国債の取得などで決定的に寄生化した地主の手に集中され、明治41年には小作地率

10) この「論達」は、米麦種子の塩水選、麦黒穂の予防、短冊形共同苗代、通し苗代の廃止、稲苗の正条植、重要作物・果樹蚕種等良種の繁殖、良種牧草の栽培、夏秋蚕用桑園の特設、堆肥の改良、良種農具の普及、牛馬耕の実施、家禽の飼育、耕地整理、産業組合設立の14項目から成るもので、「明治農学の成果に立脚した最初の体系的農事改良施策であるとともに、さしせまった戦争にたいする準備工作の意義をもつものであつた。」(栗原・前掲書 P. 79)

は45%に達していた。一方、慢性的不況と労働条件の悪化の中でそれまで沈滞していた都市の労働争議がにわかに活潑になり、40年の恐慌時にはその件数は一挙に60件を数え、三菱長崎造船所、幌内炭山、横須賀海軍工廠、別子銅山などの重要経営で歴史的な大争議が発生した。幸徳秋水らによる初期社会主義運動もようやく世間の耳目を集める存在になっていた。こうした情勢の中で地主に対する小作農民の反抗もようやく表面化しつつあった。それはなお村落の枠内での自然発生的なものにとどまり、「小作の夜逃げ、或は小作人の欠乏、或は耕作地の荒廢、或は生産力の減少、或は地主会の設立或は又小作人団体の組織等」という消極的ないし端緒的なものであったが、前の時期に確立した農村における寄生地主制的秩序は明らかに最初の動揺を迎えていたといわなければならない。

しかし、この危機的状況に対処し、それを吸収するに間にあうほど産業組合組織の展開は急速ではなかった。というより、農民経済の悪化がなお寄生地主制的土地所有の拡大という方向を促進する限り、そこに生じる矛盾の性格は産業組合機能よりも、なお農会機能をより必要としていたのである。政府は日露戦争における食糧増産と地租増徴の必要から農会の農事改良指導をことのほか重視し、地主は小作管理のいっそうの強化のためにそれを利用した。警察力と結びついた強制的農事指導、いわゆる「サーベル農政」の登場はこの時期の農政の性格を端的に示している。明治43年の帝国農会の成立は農会系統組織を完成させ、同時に補助金にしばられて自主的な農政運動を禁圧され、専ら農事改良指導機関に徹するというこの時期の農会の性格を確定した。このような性格の農会が明治から大正にかけてその組織をあげて努力を注いだのが産米改良運動である。

産米改良運動は、日露戦争を経た日本資本主義の発展の中で東京・大阪を中心とする米穀の全国的統一市場が形成され、輸移入米の増大による米価低落傾向の中で産地間競争が激化するという情勢に対応して、小作米販売を有利にするために地主が積極的に小作人による生産過程に介入し、米の品質や包装の統一と改善を要求したものであったが、単なる市場対応の域を越えて、小作管理対策としての性格をきわめて濃厚に行っていた点に特徴がある。農会を媒介と

11) 西川生「社会の解体」（平民新聞17号・明治40年）陣岐衆三「日本農業問題の展開」（上）より再引。

して各地主の地域的連合体としての「地主会」がつくられ、その指導の下に旧社会における五人組の系譜をひく農家小組合が村々にきめ細かく組織された。<sup>12)</sup> 小組合は改良品種の導入、肥培管理技術の普及、調整・俵装の改善等を相互監視的に進める機関となり、しばしば連帯責任で賞罰の対象となった。<sup>13)</sup> 小作米の品評会や「優良小作人」の表彰など、およそ小作人の生産関係に対する不満を生産力増強における相互競争にそらしていくために必要なあらゆる措置がこの産米改良運動の中でとられている。そしてこの運動は米の反収を確実に増加させ、かつその増加分を小作料の増徴で吸い上げ、しかも小作争議の発生を最少限に押えることが出来たという意味で基本的に成功を取め、寄生地主制の最後の繁栄を支えるものとなった。

この時期の産業組合の発達はこのような地主の小作管理方式に従属し、その推進に必要な機能の一部を農会や農家小組合から分離・分担するかたちで行なわれたとみてよい。産米改良運動は一方で耕地整理・土地改良事業の展開のために、他方では肥料とりわけ金肥の投入の飛躍的な増大のために大きな資金を必要としたが、低利無担保の国家資金の産組を通じての導入が可能になったことは、産業組合の信用事業の役割を高めると共に、肥料購入のための購買事業の発達をもたらした。もっとも直接産業組合を利用するのは、この段階でも依然として地主を中心とした土地所有者に限られ、小作人への肥料供給は地主及びその分身たる米肥商によって行なわれていた。米の販売はあい変わらず地主・商人が掌握し、産業組合の販売事業は前の時期と基本的にその性格を変えていなかった。かくて、この期の産業組合は、産米改良運動の展開のなかで、量的には大きな発展をみせたが、農会組織に従属する地主団体としての性格を大きく変えるものではなかったといえる。しかし、金肥増投を軸とする産米改選運動は、小作人も貨幣経済の中に深くとりこみ、彼らの経済活動と産業組合機能との接点を増大させていた。小作人の間にも、地主の肝入りによるものではあ

12) 例えば茨城県では各町村農会の下に「古制五人組に則り実行組合を設置した。同県稲敷郡河見村農会の例に就て見るに、申会規約の下に五戸乃至十戸を以て組織せる実行組合92組合あり、各々組長を置き指導統卒の任に当らしめ」(傍点は筆者)ている。(奥谷松治「日本協同組合史」P. 174)

13) 鹿児島県日置郡吉利村農会では農会が小組合を奨励監督し、優良なものにたいしては賞金を授与し、劣等組合に対しては相当な過怠金を徴集したことなど農家小組合の封建的性格については多くの指摘がある(奥谷前掲書P. 107)

ったが、肥料の共同購入組合、肥料購入資金を確保するための貯金組合が広汎に形成され、それらは地主を媒介として産業組合の信用事業、購買事業と密接なつながりをもっていた。小作人に対する経済的保護は農家小組合という形態の中によろやく客観化されつつあった。次の時期における小作層への産業組合組織の拡大へあと一歩である。

### 3. 「平田型」から「千石型」へ

第一次世界大戦後から世界大恐慌に至る時期は、ロシア革命と米騒動を起点として、世界史的にも、日本近代史の上でも大きな転換期であった。このことは産業組合史のうえでは「平田型」から「千石型」への移行期として反映される。

半封建的寄生地主制の下に「半隷農」として繋留された農民が、その状態に甘んじることなくしだいに人格的自立性を確立しようとする運動は、資本主義社会の中で日一日とその潮位を増すとどめることの出来ない歴史的傾向である。それはとりわけ日露戦争から世界大戦にかけての工業の発展とそれに伴う労働市場の展開のなかで、いわゆる自家労賃評価というかたちで成長をみせていた。そしてその実現を彼らは商業的農業の発展の中で追求してきた。商業的農業の発展とは、たんに商品作物部門の成長だけでなく、米作そのものの中に、小作米を差引いた小作人の手持米の商品化というかたちで激透していた。小作人の人格的自立の主張は、出来るだけ良質米を自家販売にまわすという抵抗を一般化させる。剰余生産物におけるVとMの闘争である。産米改良運動はこうした小作人の「徳義心の低下」に対する地主側の、官僚と組んでのたかかいであった。寄生地主制的秩序の破綻はすでにこのなかにおおいがたくあらわれていた。米騒動がひろく農村をまきこんだ基礎には、こうした過程の着実な進行があり、米騒動によって解放された都市と農村の下層民衆のエネルギーの交流は、大正9年の深刻な戦後恐慌を契機に大規模な小作争議となって爆発し、全国の農村をあの「疾風怒濤の時代」へと導くのである。この小作農民の

14) 細川嘉六の資料によれば米騒動の発生した所は36市129町145ヶ所村にのぼり、騒動に至らなくとも「不穏な情勢」の生まれたところを含めると49市217町231村となり、村だけで総数のほぼ半分を占めている。「農村は全体として米騒動という暴風圏の内側にたっていた」。(暁岐衆三・前掲書P. 223)

歴史的成長と公然たる反乱の前に、地主的土地所有はその爛熟期を終り、大正 8 年をピークとして明らかに後退期に入る。

地主の小作管理方式としての農会系統による農事改良が有効性を失ったことはもはや云うまでもない。今や生産力ではなく、生産関係がむき出しに問題になっていた。系統農会は、農村現場で小作問題に追い回される地主階級のために、この時期二つの方面に力を注いでいる。一つは直接的な小作争議対策で、小作人組合を認め耕作権を強化することで小作争議の原因をとり除こうとする石黒忠篤ら「革新官僚」に対立して「小作組合法」「小作法」をつぶしにかかると共に、対症療法としての「小作調停法」を成立させることに成功している。もう一つは大正 9 年から 10 年にかけて展開された米投売防止運動である。この運動は直接的には恐流による米価下落に対応する米販売者としての地主の利害から出たものであったが、運動が末端農家までをまきこんで、町村単位で全農民を包含する「平均売組合」を組織し、この「全農業者」の圧力をバックに活潑な政治工作を展開して政府に米価維持政策の具体化を強力に迫るというかたちで発展するに及んで、それは地主小作関係の緊張・対立を「米価」という共通の利害の中に緩和・解消しようという、あたらしいかたちでの小作管理方式としての性格を濃厚に帯びてくる。大正 10 年に成立した「米穀法」はこうした階級の性格に裏づけられていたのであった。

地主がいまや「全農業者の利益代表」を標榜しつつ米価維持を要求して農政運動を展開することで寄生地主制的秩序の動揺を鎮静しようとしている姿は、これまでの「農事改良」に代って「経済的保護」が小作管理の前面に出てきたことを示している。それは同時に、これまで農会のかげにかくれていた産業組合が、「経済的保護」機能を担う経済事業体として主役にならなければならない時代がついに訪れたことを意味している。

しかしながら、地主を中心に組織され、地主の私的経済に公共性のベールをかぶせてきたにすぎないこれまでの産業組合のあり方では、こうした時代の要請ににわかに応えることが出来ないのはきわめて当然であった。小作農民を組合から排除し、貧農のために前期的商人や高利貸とたたかうことの出来ない産業組合の地主的性格は、産業組合が時代の主役として登場しなければならないまさにその時点で、その体質の欠陥を暴露することになった。戦後恐流による不況の中で、それまでとかく放漫に流れていた産業組合の経営はたちまち行き

詰り、欠損金や回収不能の貸付金を堆積させ、倒産・解散に追いこまれる組合が続出した。<sup>15)</sup> 一方で「経済的保護」の緊急性は、産業組合組織の外で、前の時代にひき続いて農家小作組合の急激な発達をよびおこした。一例をあげれば、蔬菜、果実、鶏卵等商品作物の出荷団体のうち、産業組合の割合は昭和の初期でわずか6%で、申合せによる小組合が実に91%を占めている。産業組合が時代の要請に応えるためには、クレチン化したその外皮をとり除かなければならないことはあまりにも明らかであった。

こうして産業組合中央会は大正14年に至って歴史的な産業組合組織全般にわたっての振興刷新運動を展開することになった。中央会が提起した「産業組合刷新に関する要綱」は四十数項目をあげて、組合組織ならびに事業全般の整理を断行し、それを新しい事態に対応し得るものへと変革することを要求している。そして、その眼目は次の点に置かれていた。

惟フニ産業組合ハ中小産者ノ相互組織ニ依リテ其ノ産業及経済ノ発達ヲ図リ社会的地位ノ向上ト生活ノ安定ヲ期スルモノナルヲ以テ組合事業分量ノ増進ハ即チ各組合員普遍的ノ利用ヲ基礎トセザルベカラズ若シ夫レ組合事業ノ利用ガ組合員ノ一部に限ラレ其ノ効果一般組合員ニ及バザルガ如キコトアラバ組合存在ノ目的ハ没却セラルルニ至ルベシ。<sup>16)</sup>

奥谷松治はこの刷新運動を「従来に於ける組合活動に対する赤裸々なる自己批判であり、地主富農等を重要な対象とした従来の活動方針を修正して新に各組合員の普遍的利用への轉換を企図したところにこの刷新運動の重要な意義が認められる」と述べている。<sup>17)</sup>

この刷新運動に前後して産業組合法の大改正が行なわれ、全国購買組合联合会（大正12年）、産業組合中央金庫（同年）、大日本生糸販売組合联合会（昭和2年）が創立されて、わが国の産業組合はここに上から下までの系統組織をほぼ完成させたのである。これは独占資本の確立に伴ってこの時期の資本の要請

15) 「産業組合要覧」の数字では、昭和元年から解散組合数が設立組合数を上回っているが、奥谷松治は恐慌後は事実上解散に等しい状態にあった組合が法律上の解散手続を経た組合よりはるかに多数存在していたと推測している。（奥谷・前掲書 P. 191）これら解散組合の実態については、「日本産業組合史」も「組合トシテハ寧ロ不名誉ノ解散ヲ為セルモノ尠カラサルナリ」と認めている。（「日本産業組合史」P. 272）

16) 辻 誠「日本産業組合史講」P. 232

17) 奥谷・前掲書 P. 193 傍点は筆者。

に應えたものであるが、より根本的にはこの時期の寄生地主制の動搖を体制の危機として捉えた、国家の農業政策の深謀熟慮をそこに見出し得るのである。

産業組合組織はこうしてほぼ昭和の初頭には全農民をその傘下に組入れ、平田時代の体質を清算して、あらたな組織基盤の上に千石時代の飛躍的發展期に入っていくのであるが、奥谷が指摘しているように<sup>18)</sup>、このような転換が農民大衆の中からでなく、逆に中央会を通して上からの指令、政策としておこなわれ、したがって産業組合に対する農民大衆のヘゲモニーを慎重に排除しつつ組織の拡充が進められた点に<sup>19)</sup>、「平田型」と「千石型」の内面的連関をみることが出来、「千石型」産業組合のもつ歴史的限界がはやくも展望され得るのである。

なお、「平田型」から「千石型」への移行の条件としては、小作管理方式の破綻という点だけでなく、自小作前進の基本線をふまえて、自小作、自作層の動向と彼らをふくめた新たな農村支配体制の整備という観点が必要なのであるが、ここではくわしく立ち入ることが出来ない。

#### 4. 「平田型」産業組合のイデオロギー

「平田型」産業組合は、もとより平田個人の私物ではない。しかし、明治・大正期を通して、産業組合の創立と育成に努力し、産業組合中央会の会頭として組織をおさえていた平田の思想を通してこの時代の産業組合をみることは、そのもつ社会的性格をより鮮明に把握しうる視点であり、栗原の「人物農業団体史」はこの点においてもきわめてユニークな、分析を提供している。

平田は当時「白河以北一山百文」と軽視された東北の、米沢藩に生れながら、品川を通して元老山県有朋と姻戚関係を結び、「政界にひろく布置した派

18) 奥谷・前掲書 P. 193

19) 「この段階に、単位産業組合における小作農民の影響力もあるていつよまった。若干の村では、激烈な小作争議のもとで、小作農民がかって産業組合の主導権をにぎっていた地主層を追放して、みずから主導権をにぎるという事態が生じた。しかし、地主や自作上層が産業組合の主導権を掌握していた多くの地域では、産業組合による小作農民層に対する小商品生産者・小所有者の側面の維持・培養機能は、同時に地主による小作農民の制圧と結合されることが少なくなかった。」(暉岐・前掲書 P. 313)

なお、小作人団体の産業組合に対する働きかけ、産業組合の小作人に対する処遇等についての特徴的な事例を収集したものとして産業組合中央会「産業組合と小作問題に関する調査」(昭和3年)が当時の実情をよく伝えている。

閥網とその手中に掌握した軍とを背景に、元老のうち他の追随を許さない勢威を擁して政界に君臨<sup>20)</sup>した「閥族・官僚の総本山」山県の忠実な懐刀として、しかも藩閥官僚の牙城である貴族院と、内政の中核・内務省をおさえて自他共に許す「藩閥政治の参謀総長」であった。「まことに産業組合が外ならぬ平田伯によって指導されてきたということは、産業組合の性格にとってきわめて重要なことであって、この点を明らかにすることによって、産業組合の社会経済的本質の一端をうかがうことができるところではなければならない。<sup>21)</sup>」

そもそも山県を頂点とする藩閥官僚にとっての地方＝農村問題とは、政治的には「地方名望家」＝（寄生）地主階級を農民大衆から切り離し、かつ民党の「跳梁跋扈」の場である農村に内務大臣一県知事一郡長一町村長という中央集権的行政のくさびをうちこんで、天皇制絶対主義の支配の基礎を固めることであり、経済的にはこの支配構造の末端にある地主一小作関係の擁護を通じて「富国強兵」の物質的基礎としての地租増徴を追求することとであった。<sup>22)</sup>産業組合の育成は彼らにとってこうした大目的に奉仕する補助手段として、支配と収奪の源泉を涸らしめぬための配慮であった。こうした国家主義的産業組合観を、平田はその著「産業組合法要義」（明治33年）の中で次のように卒直に表明している。

方今国家多事、前には日清戦争あり、今復た北清の禍亂あり、東悪の大勢は暫くも吾人の安養を許さず、今や太平洋上の急潮は遽に吾人の船を駆て外海を突進せしむ。激浪舷を衝き暴風帆を破り、時としては漂流、覆没の災、將に測られざらんとす。船体堅牢にして機関完全なるは勿論、薪水充実なるに非ざるよりは、焉んぞ此の艱險を凌ぎて彼岸に達するを望むべけんや。唯々須く陸海の軍備を修め、退きては疆圍を全うし、進みては国威を伸ぶると同時に益々殖産興業に力め、以て国力を充実すべきのみ。而して、殖産興業の事たる、其の種類多く範圍広しと雖、今日の計、先ず社会の根本たり生産の主力たる中産以下の小農、小商工を培養するより急なるはなし。根本にして先ず健全ならずば、百の奨励、改良も亦唯々画餅に属せんのみ。是れ産業

20) 岡義武「山県有朋」（岩波書店）P. 1

21) 栗原・前掲書 P. 122

22) 山県らの「地方」政策については、大石嘉一郎「地方自治」（岩波・講座「日本歴史」近代・3）を参照

組合の今日に在りて急、且つ、切なる所以なり。<sup>23)</sup>

自由民権運動の余燼未ださめやらぬ明治24年、「信用組合論」における平田の眼は、没落しつつある農民大衆に注がれていた。この中で彼は統計数字をあげて八反以下の「細農」のおびただしい存在に注意を喚起し「夫れ全国人口中最も多数を占る中産以下人民の生計、此の如く困迫せり。国の生産力は減ぜざるを得ず、国家の元氣は衰えざるを得ざる也」と嘆じ、その没落を防ぐのが信用組合であることを力説していた。明治34年の「産業組合法要義」では「抑々産業組合法の発布に至りたる所以は……中産以下の小資本家の為に一の信用団体を組織せしめ、中産以上の大資本家と同様な経済上の自由活動を為さしむるに在り」と組織対象を「小資本家」に置くに至っている点が注目される。先述のように、この十年間に「中産以下の人民」の没落は遂に救われることなく進行し、寄生地主制的秩序がこれを吸収した。かって「中産以下の人民」の没落に体制的危機を感じていた平田は、いまやこの危機を吸収し農村現場で「人民」を掌握・支配する「小資本家」すなわち最末端の寄生地主の保護・育成をもって産業組合の任務としている。彼、および彼を重要な一員とする当時の藩閥官僚にとって、問題は「中産以下の人民」の経済生活の向上そのものではなく、天皇制絶対主義国家の構築とその安全であったのである。産業組合法が治安警察法と時を同じくして出されていることが何よりもこのことを雄弁に物語っている。<sup>24)</sup>

大正11年の産業組合中央会々頭の辞任まで、平田は一貫してこの観点を軸に産業組合を監督指導してきた。しかもその重心は、官僚と民党との間がしだいに「肝胆相照」の仲になっていくにつれて、社会主義思想への警戒へと移っていく。したがって産業組合の普及も、資本家、大地主によびかけて、当面の利

23) 「協同組合の名著」第一巻 P. 253 同: P. 17

24) 同上: P. 253

25) 片山潜が当時治安警察法が「悲しむべき法律」であるのに対して産業組合法を「労働者のために悦ぶべき法律」と述べたことは有名であるが、栗原は、このことを引きながら平田の産業組合観について次のように述べている。「当時の社会民主主義者が……随喜した産業組合法をもって、社会主義運動にたいする『対症療法』であると規定して、その本質をはっきりと見抜いていた平田伯は、政策的にはむしろ社会民主主義者に対して一步先んじていたばかりでなく、ある意味で後年の産業組合主義者よりもより冷静に組合の本質を見きわめていたというべきであろう。」(栗原・前掲書 P. 130)

益はなくとも将来の安全のために産業組合を創設・維持せよ、というかたちをとる。こうした見地は、平田と共に中央会副会頭として産業組合の持導にあたり、しかもきわめて実践的な業績をあげている「農会と産業組合の両面指導者」加納久宣の次のことばに露骨なまでに明瞭にあらわれている。

今の社会の現状で此の俥に推し移って行くものなら、少数者の上進と多数者の墮落で、段々と社会が不健全な状態に陥って行くのだ。此の不健全より生ずる社会の害毒は一にして足らぬが、第一犯罪者が殖える。共產主義とか、社会党とか云う種々の悪魔が発生したりして、恐るべき害毒を社会にす様になるは明かなことだろう。此の時に当り社会の上流に立つ者は、如何なる覚悟を以て身を処せんとするか、又如何にして資産を保ち、子孫の計を為さむとするか。蓋し大患を未だ病まざるの中に救治し、俱に文明の沢に浴し、共に明治時代の民たるを樂しまむことを欲する上は、産業組合にして之が唯一の対症療法たるを知らば、此の事業に畢生の力を傾注するこそ、所謂「己れ立たんと欲すれば人を立て己れ達せんと欲する仁者の公欲」で、換言すれば、正当防衛の妙手段<sup>26)</sup>ではないか。

旧藩主にして大寄生地主、加納子爵は自ら、自己の所有地において模範的な小作管理を実施し、居村入新井村に信用組合を設立し、かつ出身地一宮町の町長に就任、農事改良・産業組合・町村自治の三位一体の関係を実地に展開して天下にその名声を轟かせた人であるが、その底を流れる信念の凝集こそ迫りつつある「悪魔」に対する「対症療法」「正当防衛の妙手段」という産業組合観であった。そしてこれが明治・大正を貫いて、「平田型」産業組合の魂だったのである。

住谷一彦が鋭く解明したように、すでにこの時期において「平田型」産業組合の批判者としてたちあらわれていたのが若き農政学者柳田国男<sup>27)</sup>であった。小生産者層の自立と農商工併進鼎立の国民経済形成を展望して「世に小慈善家なる者ありて、屢々叫びて日く、小民救済せざるべからずと。予を以て見れば、是甚しく彼等を侮蔑するの語なり。予は乃ち答えて日はんとす。何ぞ彼等をして自ら済はしめざると。自力、進歩協同相助是、實に産業組合の大主眼なり」

26) 加納久宣「獻芹迂言」(「協同組合の名著」第二巻 P. 378) 傍点は筆者

27) 柳田の産業組合観については住谷一彦「形成期日本ブルジョアジーの思想像」(「近代日本経済思想史Ⅰ」)

と喝破した柳田の声を「荒野における孤鶴<sup>28)</sup>の叫び」たらしめたものは何だったのか、「平田型」の問題はまた、柳田的産業組合の担い手の未形成という側面からも追求さるべきであろう。そしてその担い手がついに登場したとき、歴史はどのように転回して「千石型」を開花させ、その構造はいかなるものであったか。「千石型」の壊滅の上に成長肥大した戦後「農業協同組合」の正体は…？ 問題は尽きないのである。

---

28) 東畑精一「解説」(「協同組合の名著」第二巻 P. 274)